

伊佐市農業委員会 9 回総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 12 月 26 日（火）午前 9 時 00 分から 11 時 12 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (30 人)

会 長
委 員

15 番 池ノ上雅典

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	11 番委員	1 番推進委員	13 番推進委員
2 番委員	13 番委員	2 番推進委員	14 番推進委員
3 番委員	14 番委員	3 番推進委員	15 番推進委員
4 番委員		4 番推進委員	16 番推進委員
5 番委員		6 番推進委員	17 番推進委員
7 番委員		7 番推進委員	18 番推進委員
8 番委員		8 番推進委員	19 番推進委員
9 番委員		9 番推進委員	
10 番委員		11 番推進委員	
		12 番推進委員	

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 3 番委員 4 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について

議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 6 号「非農地証明願」について

議案第 7 号「辞任届」の承認について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

農地振興係長

農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成29年度 第9回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
本日は本年最後の総会になりました。皆さんのおかげで無事に総会が開催することが出来ました。1年間本当にお疲れさまでした。まだ寒い日が続きますので体に気を付けて活動して頂きたいと思います。
また、総会終了後には研修会も計画してありますので、新年に向けて研修して行きたいと思います。
本日、出席人数は13人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
3番農業委員と4番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてお願いいたします。

事務局 資料の1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料1ページから7ページになります。

1ページの農地法による合意解約が1件、田3筆、畑1筆で、6ページ農業経営基盤強化促進法による利用権合意解約が19件、うち田30筆、畑4筆です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、報告第2号「農地の利用目的変更について」をお願いします。

事務局 それでは7ページをお開きください。報告第2号「農地の利用目的変

更について」、去る２０日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

番号１番の申請者は、伊佐市菱刈重留５３４番地２に居住されているＳＨさん６６歳で、重留南自治会であります。

申請地は、伊佐市菱刈重留字迫田５２８番１で、地目は田、地積は７０８㎡で、所在地は、有限会社 フジスミ産業から北へ１５０ｍに位置し、水利等なく不耕作としていましたが、高齢になるにつれ田としての管理が困難となったため、盛土を行い野菜等を栽培したいとのことです。

以上のことから、今後田としての管理は難しく、遊休農地対策及び農地利用目的変更届は適切であると思われることをご報告いたします。

続きまして、番号２番の申請者は、伊佐市大口大田２５３番地２に居住されている ＭＳさん６３歳で、大田自治会であります。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原３１８３番１で、地目は畑、地積は７７５㎡の内１３９㎡の農機具倉庫であり、今回３条申請の９番目の売買申請の際に、倉庫の部分について未届出であることが発覚し、事務局指導による始末書添付の申請であります。先代による建築で現在も農機具倉庫として利用されているため、農地法施行規則第３２条第１号に基づく農業用施設の適切な届出であると判断しましたのでご報告いたします。

以上、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議案第１号

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局 １７ページをお開きください。
議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、利用権貸借についてご説明いたします。
期間は３年から１０年で、面積は田１２０，２０９㎡、畑１４，９０４㎡、その他、これについては登記山林で現況畑で７，２２８㎡、計１

		4 2, 3 4 1 m²です。 利用権を設定する者の数 4 5 名、設定を受ける者の数 2 1 名、土地の明細につきましては、8 ページ整理番号 1 番から 1 6 ページ整理番号 4 7 番のとおりです。 以上、報告を終わります。
議	長	只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 議案第 1 号について事務局の報告通り、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、決定いたしました。 ————— 議案第 2 号 —————
議	長	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。 整理番号 1 番について、1 4 番農業委員の報告を求めます。
1 4 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 1 番について、去る 1 2 月 2 1 日に現地調査を行いましたので、1 4 番が報告いたします。 申請人 NSさんは、伊佐市菱刈南浦 3 4 4 6 番地に居住され、自治会は本城麓で、年齢は 6 1 歳です。 渡し人 NHさんは、沖縄県那覇市おもろまち 3 丁目 6 の 2 0 の 2 0 5 に居住され、市外住民で、年齢は 5 8 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字年ノ宮 2 7 3 4 番、地目は田、地積は 6 1 2 m²で所有権移転売買であります。 受人の経営面積は 3, 6 0 4 m²で取得可能面積であります。農業従事者は 2 名で、通作距離は約 1 k m で、現況は良く管理された農地です。

		経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、13番農業委員の報告を求めます。
13番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る12月21日に現地調査を行いましたので、13番が報告いたします。 申請人 MMさんは、伊佐市大口里1483番地2に居住され、自治会は忠元で、年齢は68歳です。 渡し人 NSさんは、伊佐市大口里1256番地に居住され、自治会は小水流で、年齢は82歳です。 申請地は、伊佐市大口里字平原1483番1で、地目は畑、地積は485㎡で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は3,755㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。

		委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号3番・4番については、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。3番農業委員の報告を求めます。
3 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る12月20日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。 申請人 KKさんは、伊佐市菱刈南浦2538番地1に居住され、自治会は岩坪で、年齢は41歳です。 渡し人 KSさんは、伊佐市菱刈南浦2393番地に居住され、自治会は岩坪で、年齢は90歳です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字七代2470番2で、地目は田、地積は1,856㎡で、所有権移転売買です。 受人の経営面積は17,757㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1km位で、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は全て完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る12月20日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

		申請人 KKさんは、伊佐市菱刈南浦2538番地1に居住され、自治会は岩坪で、年齢は41歳です。 渡し人 KKさんは、伊佐市菱刈川南277番地に居住され、自治会は岩坪で、年齢は59歳です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字七代2470番1外2筆で、地目は田、地積は3筆合計で4,483㎡で、所有権移転売買です。 受人の経営面積は17,757㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1km位で、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は全て完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号3番・4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番・4番については、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号5番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る12月20日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。 申請人 ISさんは、伊佐市大口宮人367番地に居住され、自治会は宮人で、年齢は67歳です。 渡し人 STさんは、伊佐市大口里2693番地に居住され、自治会は戸切で、年齢は86歳です。お二人は親戚になります。

		申請地は、伊佐市大口平出水字小原野 2 2 3 4 番 2 7 6、同じく字小原の 2 2 3 4 番 2 7 7 の 2 筆で、地目は畑、地積は合計 4, 8 3 2 m²で、所有権移転贈与です。 受人の経営面積は 6 1, 2 5 2 m²で、取得可能面積であります。農業従事者は 1 名で、通作距離は自宅より約 1 0 k m で、現況は一部果樹とお茶が植えてある農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	7 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号 5 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号 5 番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号 6 番について、4 番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 6 番につきまして、去る 1 2 月 1 8 日に現地調査を行いましたので、4 番が報告いたします。 申請人 K Y さんは、伊佐市大口木ノ氏 9 9 7 番地 2 に居住され、自治会は木ノ氏で、年齢は 7 0 歳です。 渡し人 O K 生産森林組合さんは、伊佐市大口木ノ氏 5 8 4 番地に所在地を置かれ一般法人で、K さんはその組合の役員であります。 申請地は、伊佐市大口木ノ氏字立山 1 6 3 番 3、地目は畑、地積は 5 1 7 m²で、組合の解散に伴う無償贈与であります。

		受人の経営面積は42, 114㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は6名で、通作距離は約1kmで、現況は不耕作地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号7番について、4番農業委員の報告を求めます。
4番農業委員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る12月18日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。 申請人 IYさんは、伊佐市大口青木1613番地318に居住され、自治会は改星の里で、年齢は47歳です。 渡し人 IMさんは、伊佐市大口青木2027番地に居住され、自治会は上青木中で、年齢は64歳です。 申請地は、伊佐市大口青木字上ノ浦1270番1、地目は田、地積は639㎡の所有権移転売買です。 受人の経営面積は32, 176㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当

		しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議	長	4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号7番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号8番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る12月18日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。 申請人 OTさんは、伊佐市大口篠原2099番地2に居住され、自治会は篠原で、年齢は46歳です。 渡し人 HHさんは、伊佐市大口木ノ氏1209番地1に居住され、自治会は上木ノ氏で、年齢は70歳です。 申請地は、伊佐市大口篠原字横石1231番、地目は田、地積は639㎡で、所有権移転売買です。 受人の経営面積は46,804㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号8番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号9番について、14番農業委員の報告を求めます。

14番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る12月20日に現地調査を行いましたので、14番が報告いたします。

申請人 MMさんは、伊佐市菱刈荒田3074番地1に居住され、自治会は青木元で、年齢は66歳です。

渡し人 MSさんは、伊佐市大口大田253番地2に居住され、自治会は大田で、年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3183番1、地目畑、地積は775㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は15,010㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約50mで、現況は先程報告第2号番号2でありましたが、畑及び一部農機具倉庫として利用してあります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号9番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号10番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番 農業委員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る12月21日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。 申請人 SKさんは、伊佐市菱刈徳辺1485番地2に居住され、自治会は桜馬場で、年齢は70歳です。 渡し人 KNさんは、伊佐市大口山野4488番地の敬寿園に入園され、年齢は91歳です。 申請地は、伊佐市菱刈徳辺字山下428番1、同じく字山下428番2で、地目は田、地積はそれぞれ1,853㎡、1,202㎡です。同じく字鳥越509番1で、地目は畑、地積は433㎡、同じく字小屋敷1481番1、同じく字小屋敷1482番1、同じく字小屋敷1519番7、同じく字小屋敷1518番8で、地目は田、地積はそれぞれ602㎡、1,171㎡、711㎡、1,244㎡で、地積は田6筆の6,783㎡と、畑が1筆の433㎡で、地積合計7,216㎡の所有権移転贈与です。 受人の経営面積は、自作地541㎡、借入地1,244㎡、計1,785㎡と今回の贈与面積7,216㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号10番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号11番について、8番農業委員の報告を求めます。

8 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
推 進 委 員 整理番号11番につきまして、去る12月24日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人 KYさんは、伊佐市大口宮人612番地72に居住され、自治会は大住で、年齢は61歳です。

渡し人 HMさんは、伊佐市大口下殿913番地2に居住され、自治会は高津原で、年齢は90歳です。

申請地は、伊佐市大口堂崎字上須川387番1で、地目は田、地積は4,756㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は31,447㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約4kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号11番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号11番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号12番についてですが、取下げ申請がありました。よって取下げです。 整理番号13番・14番については、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。8番農業委員の報告を求めます。
8 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号13番・14番につきまして、去る12月24日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。 まず、整理番号13番の申請人 OSさんは、伊佐市大口堂崎516番地1に居住され、自治会は堂崎で、年齢は55歳です。 渡し人 HYさんは、伊佐市菱刈下手3273番地に居住され、自治会は下手風呂元で、年齢は81歳です。 申請地は、伊佐市大口堂崎字宮ノ後442番で、地目は田、地積は584㎡で、所有権移転売買です。 受人の経営面積は、整理番号14番の親からの贈与分6,547㎡を含め7,131㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約300mで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 続きまして、整理番号14番の申請人 OSさんは、伊佐市大口堂崎516番地1に居住され、自治会は堂崎で、年齢は55歳です。 渡し人 OMさんは、伊佐市大口堂崎500番地1に居住され、自治会は堂崎で、年齢は82歳です。 申請地は、伊佐市大口小木原字下市田235番で、地目は田、地積は888㎡外5筆で、地積合計は6,547㎡の所有権移転贈与です。

		受人の経営面積は、整理番号13番の売買分と今回の親からの贈与分6,547㎡を含め7,131㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は小木原の田までは少し遠いですが、外5筆は約300mで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議	長	8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号13番・14番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号13番・14番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号15番・16番については、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。1番農業委員の報告を求めます。
1 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号15番・16番につきまして、去る12月21日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。 整理番号15番の申請人 TTさんは、伊佐市大口里3216番地1に居住され、自治会は戸切で、年齢は67歳です。 渡し人 MIさんは、熊本県熊本市北区榆木4丁目27番1号に居住されています。 申請地は、伊佐市大口里字小水流1756番11で、地目は田、地積は1,296㎡で、所有権移転売買です。 整理番号16番につきまして、申請人は同じく TTさんです。

		渡し人 MTさんは、伊佐市大口里1702番地に居住され、自治会は小水流で、年齢は91歳です。 申請地は、伊佐市大口里字小水流1756番12で、地目は田、地積は2,365㎡で、所有権移転売買です。 受人の経営面積は、155,387㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約3kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。私の報告を終わります。
議	長	1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号15番・16番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号15番・16番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号17番・18番については、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。7番農業委員の報告を求めます。
7 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号17番・18番につきまして、去る12月21日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。 整理番号17番の申請人 TTさんは、伊佐市大口鳥巢155番地に居住され、自治会は鳥巢下で、年齢は44歳です。 渡し人 TYさんは、伊佐市大口鳥巢155番地に居住され、自治会は鳥巢下で、年齢は77歳です。二人は親子であります。 申請地は、伊佐市大口山野字垣内2055番1で、地目は田、地積は

		1, 448㎡で、所有権移転贈与です。 受人の経営面積は、9, 485㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約7kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 続きまして、整理番号18番について報告いたします。 申請人は同じくTTさんです。 渡し人TYさんは、伊佐市大口鳥巢155番地に居住され、自治会は鳥巢下で、年齢は82歳です。二人は親子であります。 申請地は、伊佐市大口鳥巢字ホキノ上4番2外4筆で、地目は田、地積は合計8,037㎡で、所有権移転贈与です。 受人の経営面積は、9, 485㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約500mで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号17番・18番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号17番・18番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号19番について、13番農業委員の報告を求めます。

1 3 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号19番につきまして、去る12月21日に現地調査を行いましたので、13番が報告いたします。 申請人 THさんは、伊佐市大口篠原76番地5に居住され、自治会は千束松で、年齢は64歳です。 渡し人 KRさんは、伊佐市大口里2520番地に居住され、自治会は川島で、年齢は70歳です。 申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2374番1で、地目は田、地積は973㎡で、所有権移転売買です。 受人の経営面積は、13,001㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は5名で、通作距離は約3kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号19番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって整理番号19番は、許可が決定いたしました。
議 長	整理番号20番について、2番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号20番につきまして、去る12月20日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。 申請人 HEさんは、伊佐市大口里1587番地2に居住され、自治

会は一の山で、年齢は55歳です。

渡し人 SSさんは、伊佐市大口原田1127番地に居住され、自治会は原田で、年齢は84歳です。二人は親子関係になります。

申請地は、伊佐市大口原田字原田1130番外6筆で、地目は田、地積は5,934㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は、9,990㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号20番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号20番は、許可が決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数20件について、1件の取下げ、19件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外・編入)申出」の意見決定について提案いたします。
整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2 番 農 業 委 員	議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申出」の意見決定について、整理番号1番について去る12月21日、11番推進委員、19番推進委員、2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私2番農業委員が報告いたします。 申請人は、伊佐市菱刈徳辺1485番地2に居住されている、SRさんです。 申請地は、伊佐市菱刈徳辺字小屋敷1519番19で、地目は田、地積は69㎡であります。所在地は、旧農協徳辺支所から東へ約50m位に位置し、現況は宅地の中の一角であります。平成13年後頃町道ができ、残地がそのまま残ってしまい現在に至ったとのことで、周囲の状況は東側宅地、北側道路、西側も道路、南側も道路で、除外後は転用申請をし、宅地として利用したいとのことでした。 添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、委任状、現況写真、字図が提出されています。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議 長	全員挙手。 よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定いたしました。
議 長	整理番号2番について、13番農業委員の報告を求めます。
1 3 番 農 業 委 員	議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申出」の意見決定について、整理番号2番について去る12月21日、代理人の行政書士 ASさん立会いのもと、6番推進委員、8番推進委員、13番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私13番農業委員が報告いた

		します。 申請人は、伊佐市大口木ノ氏 5 8 4 番地に居住されている、T Y さんです。 申請地は、伊佐市大口木ノ氏字石原 7 8 4 番 1 で、地目は田、地積は 1 8 m²であります。所在地は、北さつま農協木ノ氏低温倉庫から北へ約 1 k m 位に位置し、現況は雑種地であります。周囲の状況は東側道路、北側も道路、西側も道路、南側は田で、除外後、非農地証明願いで申請し、木ノ氏自治会へ寄付をすると計画してあります。 この申請は、具体的な転用計画があり、周囲の南側は農地ですが、農用地区域外周部のため、除外することで農地の集団化、農作業への効率化への影響等ないものと思われます。 添付書類として、農用地利用計画変更申出書、土地改良所在部写真が提出されています。 調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	1 3 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号 2 番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号 2 番は、意見並びに許可が決定いたしました。
議	長	整理番号 3 番について、5 番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員		議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（編入）申出」の意見決定について、整理番号 3 番についてですが、整理番号 4 番も隣接地ですので一括で報告いたします。去る 1 2 月 2 1 日、1 5 番農業委員、1 5 番推進委員、5 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、私 5 番農業委員が報告いたします。

整理番号3番の申請人は、伊佐市大田2195番地に居住されている、KHさん97歳です。

申請地は、伊佐市大田字軍伸2171番1で、地目は畑、地積は3,641㎡であります。

整理番号4番の申請人は、伊佐市大田2696番地に居住されているYKさん67歳です。

申請地は、伊佐市大田字軍伸2172番6で、地目は畑、地積は482㎡であります。

両所在地は、大田高校から北へ約1km位に位置し、北側は山林、南側は原野、東側は畑、西側は原野で、農業振興地域整備計画に編入への目的は、畜産事業の基盤再編総合整備事業を利用し、農地として管理したいとの申請であります。農業振興地域整備計画に編入することで、周囲に与える影響はないものと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番・4番について一括で報告がありましたので、一括で賛否を取りたいと思います。

整理番号3番・4番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番・4番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数4件について、4件が意見決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番について、14番農業委員の報告を求めます。

14番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る12月21日、3番農業委員、7番推進委員、14番農業委員の3名と、申請人のTAさん立会のもと共同調査を行いましたので、私14番農業委員が報告いたします。

申請人 TAさんは、伊佐市菱刈川北4284番地イ号に居住され、自治会は築地中で、年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字原田2788番1で、地目は畑、地積は819㎡です。

農地区分は第1種農地で、転用目的は資材置き場です。

所在地は、菱刈中学校から東へ約400mに位置し、南側、西側は農業用倉庫、東側は農道、北側は不耕作地で昨年の利用状況調査でB判定となった農地で、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、法定添付書類は全て揃っています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

て、申請件数1件について、1件が処分決定いたしました。

議案第5号

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る12月21日、申請人の代理人で、行政書士 Oさん立会いのもと、14番農業委員、7番推進委員、3番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので、私3番農業委員が報告をいたします。

譲渡人は、鹿屋市串良町上小原4418番地2に居住されている N Aさんで、市外住民です。

譲受人は、東京都青梅市日向和田一丁目12番地の2に居住されている HKさんで、市外住民です。

本申請は所有権移転贈与で、農地区分は第2種農地となっており、転用目的は、資材置場として利用となっています。

申請地は、伊佐市菱刈前目字北山2299番1で、地目は畑、地積は218㎡です。

所在地は菱刈中学校より北へ約500mに位置し、南側は宅地、北側は畑、東側も畑、西側は道路で周囲に与える影響はないものと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、平面図、利用計画書等が、提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。
8 農 業 委 員	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る12月21日、申請人の代理人行政書士のHさんのスタッフの立会いのもと、11番推進委員、17番推進委員、8番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私8番農業委員が報告をいたします。 譲受人は、霧島市国分広瀬三丁目16番3号に居住されている Y T さんです。 譲渡人は、埼玉県川越市清水町14番地5に居住されている Y S さんであります。 本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地となっており、転用目的は植林となっております。 申請地は、伊佐市大口曾木字松下1729番9で、地目は田、地積は207㎡と、伊佐市大口曾木字松下1729番12、地目は畑、地積は697㎡で、地積合計904㎡であります。 所在地は、曾木小学校の北側に位置し、周辺に与える影響はないものと思われます。 添付書類として、地図、預金証明書、申請書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、利用計画書等が添付されています。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求

		めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号3番について、1番農業委員の報告を求めます。
1 農 業 委 員	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る12月21日、申請人不在のもと、9番推進委員、16番推進委員、1番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私1番農業委員が報告をいたします。 譲受人は、伊佐市大口篠原76番地5に居住されている 有限会社 T自動車 代表取締役 THさんであります。 譲渡人は、伊佐市大口里1793番地に居住されている OTさんで、自治会は元町実業で、年齢は92歳であります。 本申請は所有権移転売買で、農地区分は第3種農地で第一種住居地域となっており、転用目的は駐車場及び資材置場として利用となっております。 申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2544番3で、地目は田、地積は133㎡であります。 所在地は、いちのせ整骨院より西側へ約100mに位置しており、東側は雑種地、南側は田、西側も田、北側は新しく開通しました国道267号人吉線であり、周辺に与える影響はないものと思われます。 計画として普通車7台位を置けるよう、また、現在の水田の高さより50cmの盛土を行い、雨水等は自然流下で北側の国道側溝に流すとのことです。 添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、土地改良区よりの意見書、残高証明書、被害防除計画書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されています。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号3番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、処分決定いたしました。
議	長	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数3件については、3件が処分決定いたしました。
		————— 議案第6号 —————
議	長	議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 農 業 委 員	番	議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番について、去る12月21日、申請人のTYさん、T行政書士立会いのもと、4番推進委員、私7番農業委員の2名で共同調査をしましたので、7番農業委員が報告いたします。 ここで、申請地の伊佐市大口鳥巢字屋祢添154番3についてですが、調査の結果、野菜を栽培し耕作しているため、地目通り畑であり非農地ではないと判断しました。よって3筆の内154番3を除いた2筆について報告されて頂きます。 申請人 TYさんは、伊佐市大口鳥巢155番地に居住されています。 申請地の所在地は、伊佐市大口鳥巢字屋祢添154番6、156番1の2筆、地目は畑、地積342㎡と、地目は田、地積は353㎡、合計地積695㎡です。 所在地は、伊佐市総合グラウンドより西に約0.5kmに位置し、東側は宅地と田、西側は道路、南側は畑、北側は宅地となっております。 非農地となった時期は、昭和51年で、原因は昭和50年代に住宅及び駐車場として整備したことによるものです。当該農地の現況は全て宅地及び駐車場となっており、調査の結果、2名の調査員の意見において、農地性は喪失しているため、農地への復旧は困難と判断いたしました。 添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されており

		ます。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	7 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号 1 番について、3 筆の内 2 筆を非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	全員挙手。 よって整理番号 1 番は、非農地証明が決定いたしました。
議	長	整理番号 2 番について、4 番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員		議案第 6 号「非農地証明願」についてのうち、整理番号 2 番について、去る 12 月 21 日、申請人の NY さん不在もと、5 番推進委員、私 4 番農業委員の 2 名で共同調査をしましたので、4 番農業委員が報告いたします。 申請人 NY さんは、鹿児島市桜ヶ丘 3 丁目 8-24 に居住されています。 申請地の所在地は、伊佐市大口原田字下崎 10 番 1、地目は田、地積 579 m ² と、外 1 筆で合計地積 656 m ² です。 所在地は、伊佐農林高校から南へ約 100 m に位置し、東側は国道 268 号線を挟み宅地、西側は水ノ手川、南側も水ノ手川、北側は田で、国道 268 号と水ノ手川に隣接しており、非農地となった時期及び理由は、平成 3 年 4 月頃に農地法の知識もなく国道の高さまで盛土し、野菜販売等の駐車場を整備してしまったとのことでした。 調査の結果、2 名の調査員の意見において全体が隣接の田より約 50 cm 程盛土をし、駐車場はコンクリートで舗装してあるため、農地性は喪失していて、農地への復旧は困難と判断いたしました。 添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。

		委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。
議	長	整理番号3番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 農 業 委 員	番	議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号3番について、去る12月21日、4番推進委員、私7番農業委員の2名で共同調査をしましたので、7番農業委員が報告いたします。 申請人 HTさんは、伊佐市大口山野4647番地に居住されています。 申請地の所在地は、伊佐市大口山野字里畑4647番4、4647番5の2筆で、地目は畑、合計地積498㎡です。 所在地は、敬寿園より東へ約1kmに位置し、東側は山林、西側も山林、南側は宅地及び山林、北側は道路及び宅地で、非農地となった時期は、平成8年4月1日頃で、原因は農作物が鳥獣被害にあい耕作出来ず山林化したことによるものであります。 調査の結果、当該農地の現況は全て雑木・雑草となっており、2名の調査員の意見において、農地性は喪失しており農地への復旧は困難と判断いたしました。 添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議	長	7 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号 3 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号 3 番は、非農地証明が決定いたしました。
議	長	整理番号 4 番について、8 番農業委員の報告を求めます。
8 番 農 業 委 員		議案第 6 号「非農地証明願」についてのうち、整理番号 4 番について、去る 12 月 21 日、11 番推進委員、17 番推進委員、私 8 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、8 番農業委員が報告いたします。 申請人 KTさんは、伊佐市菱刈下手 2995 番地に居住されています。 申請地の所在地は、伊佐市菱刈下手字井手料 2954 番で、地目は畑、地積 299 m²です。 所在地は、下手三差路より東へ約 500 m に入った所に位置し、北側に一段上がった所に宅地がありますが、外は原野化しており農地性は喪失しております。年齢も高齢で子供さんが自分の所に引き取り、自宅は現在空き家になっとります。 調査の結果、3 名の調査員の意見において、農地性は喪失しており農地への復旧は困難と判断いたしました。 添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	8 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。
議	長	整理番号5番について、2番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員		議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号5番について、去る12月21日、1番推進委員、19番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番農業委員が報告いたします。 申請人 KTさんは、伊佐市菱刈重留1298番地1に居住されています。 申請地の所在地は、伊佐市菱刈重留字池之原1298番3、地目は畑、地積66㎡です。 所在地は、菱刈郵便局より北東へ約150mに位置し、東側は自宅、西側は雑種地、南側は市道、北側は側溝で、非農地となった時期は、昭和57年6月5日頃で、原因は自宅の後ろ側にある倉庫に行くための通路として利用していたとのことでした。 調査の結果、3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており農地への復旧は困難と判断いたしました。 添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号5番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議 長	長	全員挙手。 よって整理番号５番は、非農地証明が決定いたしました。
議 長	長	議案第６号「非農地証明願」は、５件の申請のうち５件の非農地証明が決定いたしました。
		————— 議案第７号 —————
議 長	長	議案第７号「辞任届」の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第７号について説明いたします。 平成２９年１１月２９日付けで農地利用最適化推進委員のＫ委員さんから辞任届が提出されました。 理由につきましては、「一身上の都合により１２月３１日をもって農地利用最適化推進委員の職を辞職致したくお届け致します」と書かれております。 農業委員会等に関する法律 第２３条の規定により、農業委員会の同意を得て委員を辞任することができます。とあります。農業委員会の同意とは、総会出席者の過半数によって承認することになりますのでよろしくをお願いします。
議 長	長	只今、事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号７番について、承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(多数挙手)
議 長	長	賛成多数。 議案第７号「辞任届」については、承認いたしました。

議 長	その他。事務局お願いします。
事 務 局	総会資料の最終ページをお開きください。12月の月例報告をします。 去る5日、12月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局の職員が出席しております。 21日、現地調査を一斉にしております。26日、本日ですが第9回農業委員会の総会です。 1月の行事予定ですが、10日に1月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。25日が現地調査です。30日が第10回の農業委員会の総会です。 月例報告は以上です。 他にないでしょうか。 (全員なし) これで、平成29年度 第9回農業委員会総会を終わります。 姿勢を正してください。 一同礼。 おつかれ様でした。 【終了時間 午前11時12分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 3 番

伊佐市農業委員 4 番